

全国地域安全運動

10月1日(土)～20日(月)

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会へ

「守ろうよ わたしの好きな街だから」をスローガンに、10月1日(土)～20日(月)までの間、全国地域安全運動が実施されます。次の6つが警視庁による重点項目です。

- ① ことごと女性の犯罪被害防止
- ② 特殊詐欺の被害防止
- ③ 危険ドラッグの撲滅
- ④ 侵入窃盗の被害防止
- ⑤ 万引き、自転車盗の防止
- ⑥ インターネットの安全な利用

安全で安心して暮らせるまちは、自衛力・自助力の発揮が大切です。共助の意識を持ち、防犯の輪を広げることが大切です。特に次の2点に注意して、出来ることから防犯対策を取りましょう。

- 特殊詐欺(オレオレ詐欺、振り込め詐欺)被害防止には、家族の携帯電話番号や家族の

自転車の盗難被害急増中!

「鍵をかける」「路上に放置しない」徹底を

区内では、今年上半年(1～6月)に989件の自転車の盗難被害があり、昨年同期比で195件、約20%の大幅な増加となっています。

○ 駐輪時には鍵を必ずかける
 自転車の盗難被害は、一瞬です。自転車を盗まれる時は、少しの時間でも必ず鍵をかけてください。昨年区内で発生した自転車

「自転車盗の防犯対策」

○ 路上に放置しない
 鍵をかけていても路上に放置したままでは盗難被害にあう可能性があります。自転車は明るく管理の行き届いた自転車駐車場に駐輪しましょう。

○ 防犯登録をする

駅前放置自転車 クリーニングキャンペーン

10/21(火)～24(金)

都内で一斉に「駅前放置自転車 クリーニングキャンペーン」を実施し、区と警視庁、鉄道会社などが協力して駅頭での放置防止PR活動を行います。今年度は、亀戸駅、豊洲駅、木場駅、森下駅で実施します。

何らかの理由で公道に出され、放置自転車として撤去される事例が見受けられます。自転車は責任を持って利用し、お出かけの際は、必ず自転車駐車場に適切に停めてください。

撤去費用は1億円以上!

快速・安心な歩道空間づくりを

道路など(歩道を含む)公共の場所への自転車放置(利用者が自転車から降りて、ただちにその自転車を移動させることができない状態)は、区の条例に違反します。街の美観を損ねるだけでなく、歩行者等の障害となり大変危険です。区では皆さんの安全確保のため、条例に基づいて放置自転車の即日撤去を行っています。最近では店舗等の敷地や私道に置いた自転車が

防犯登録をすることにより、万一被害にあった場合でも、発見しやすくなりますので、自転車購入時には必ず防犯登録をしてください。また防犯登録をしていない方は、自転車販売店(東京都自転車商防犯協会)に加入している自転車販売店)で防犯登録をしてください。

○ 危機管理課防犯担当
 ☎(3647)4399



▲必ず施錠を

10月「乳がん月間」

早期発見のため検診の受診を 各種がん検診も実施中

現在日本では女性の12人に1人の確率で乳がんになるといわれます。早期に発見できれば治療率が高いにもかかわらず死亡数は増加傾向にあります。乳がんを身近な問題としてとらえ、正しい知識を持ち、早期発見のため検診を受診しましょう。

区では、乳がん・子宮頸がん検診を実施しています。検診対象者の方には、6月中旬に受診券(またはクーポン券)を送付済みですが、転入等で届いていない方、昨年度未受診の方はご連絡ください。

また、各種がん検診も実施中です。大腸がん・前立腺がん検診対象者の方には、6月中旬に受診券を送付済みです。まだ受診していない方は、平成27年2

	乳がん検診	子宮頸がん検診
検診期間	平成27年2/20(金)まで	
対象者	40歳以上の偶数年齢に達する女性区民の方(昭和50年3/31以前に生まれた方)	20歳以上の偶数年齢に達する女性区民の方(平成7年3/31以前に生まれた方)
費用	1,000円	600円
検診項目	問診・視触診 マンモグラフィ	問診・視診・子宮頸部細胞診・内診

※対象者の年齢は平成27年3/31現在
 ※前年度住民税非課税者・生活保護受給者等は無料

人権週間にもむけて

虐待かな?と思った時にできること

虐待事件の増加と法整備
 最近、虐待に関するニュースを目にする機会が増えました。こどものほかにも、高齢者や障害者で虐待によって亡くなるケースが全国で発生しています。

そのため、弱い立場になりやすく、虐待を受けやすい人たち等を対象にした「虐待防止法」が整備されてきました。平成12年の児童に引き続き、平成18年に高齢者、平成24年には障害者の法律が施行されています。

一番の鍵は通報(通告)
 虐待されている人を救う大事なポイントは、通報(通告)です。通報義務は、国民一人ひとりに課せられていて、法律にも明記されています。通報と聞くと抵抗があるかと思いますが、相談すると思えば連絡することが重要ですね。なぜなら情報がなければ、支援につながりませんから。皆さんがかかる1本の電話が、虐待されている人たちの命を救い、人生を変えるきっかけになるかもしれません。

「虐待では?」で
 通報するのは、虐待する人

の罪を問うためではありません。虐待を受けているこどもや高齢者、障害者などを守るためです。そして、虐待する人たちがこれ以上、加害者にならないためでもあります。虐待は主に家の中で起こるため、身近な人しか気づくことができません。

「間違っていたら」と、ためらって、確証を得るのを待っていては、被害者の痛みは増すばかりです。

思い違いであっても、責任は問われず、通報者については当事者に伝わることは一切ありません。

虐待の連絡先
 (通報・通告先)
 虐待は遠い場所での話ではなく身近にあり、人の命に関わる人権問題です。

虐待が疑われる場合は、迷わず左記へ連絡してください。
 児童児童虐待ホットライン
 ☎(3646)5481
 高齢者高齢者支援課高齢者相談係 ☎(3647)4324、またはお近くの長寿サポートセンター
 障害者障害者虐待防止センター ☎(3647)8003
 人権推進課人権推進担当 ☎(3647)1164